

I 平成2年度社会教育計画

1. 社会教育行政の目標

市民の学習に対する関心は高く、市民1人1人が生涯に亘って自らの文化的教養を高め、スポーツに親しみ、心身共に健やかにたくましい人間像を目指し、連帯した豊かな社会の形成に向って社会教育を推進する。又青少年健全育成は、青少年が自ら自主性、自律性を高めると共に、他人の気持を思いやり青少年の人間としての心の育成を図っていく。

目標の実現にあたっては、次のような諸計画につとめていきたい。

- (1) 自主的、主体的、積極的社会教育活動がよりよくすすめていけるよう、活動しやすい条件を整える。
- (2) 市民の要求に応じて活動の奨励や援助をすすめる。
- (3) 市民の学習活動の振興と拡充のため、主催事業を充実する。
- (4) 生涯教育の推進

2. 社会教育行政の方針

社会教育の基本計画を中心にその目標を実現のため、実施計画に基づき早急に必要かつ効果的可能な施策を次のようにすすめる。

(1) 条件整備

ア 市民とともにすすめる社会教育の体制の整備をはかる。

イ 既存の社会教育機関の機能の充実と活用をはかる。

(公民館、図書館、郷土資料室、市民会館、体育館)

ウ 既存の社会教育施設の効果的利用をはかる。

(屋外体育施設、地域会館、学校開放に伴う施設)

(2) 奨励と援助

市民が行う社会教育活動に対する奨励と援助は、行政の基本的事務である。援助の内容は、原則的に団体や活動者の主体性や自由を拘束しないことが条件であり、かつ公平さと人間性を考え、物的援助(施設提供、教材等)、人的援助(助言や手助け)、金銭的援助(補助金等)という順序で援助する。

(3) 主催事業

主催事業については、市民自ら社会教育活動をすすめていけるようになるための事業と、市民のみでは達成でき難い事業の実施をする。従って、市民が自ら実施できる事業については、自らできるように援助していき、対象の細分化、内容の多様化によって体系づけ、精選された事業のみを実施する。

ア 各活動分野におけるリーダー拡充のための事業

社会教育活動発展の基本的要素の一つは、市民活動の中でのリーダーを養うことにある。従って、リーダーが必要な知識及び能力を身につける機会を設ける。

イ 自主グループによる学級、教室の内容の充実、社会教育活動未参加者の活動参加への啓蒙

市民の自主活動はできるだけ市民自ら行い（婦人学級・青年教室・市民文化教室等）その他については内容を最大限に充実して直接実施していく。

ウ 系統的な学習活動の場の充実

文化活動の中心となる市民及び一般市民の要請に応じて、市民生活に必要な知識を提供する。

エ 成果の発表の場づくりの充実

それぞれの活動を総括し、市内の文化諸活動の実態の把握と今後の展望を考えるかたちで実施する。

(4) 生涯教育の推進

市民の学習意欲は盛んで、中でも中高年婦人層がもっとも多く、その学習意欲は複雑な現代社会にのり遅れまいとする現われである。

しかしながら、これからの現代社会は生涯における学習を必要とし中高年齢者はもちろん乳幼児をもつ母親や学校教育を終了した成人の学習機会の提供等すべての世代にわたり人間形成に不可欠なものとなってきている。

この生涯学習のために社会の様々な教育機能を総合的な整備充実を図り、体系的な生涯教育の推進が必要である。